

介護予防・日常生活支援総合事業 指定第1号訪問介護事業 ホームヘルパーセンターともえ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵泉会が開設するホームヘルパーセンターともえ（以下「事業所」という。）が行う鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問介護事業の訪問型サービス・従前の介護予防訪問介護相当（以下「従前相当」という。）及び訪問型サービス・訪問型サービスA（以下「サービスA（以下「サービスA」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要支援者又は事業対象者にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従前相当及びサービスAの提供にあたって、事業所の訪問介護員等は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ホームヘルパーセンターともえ
- (2) 所在地 山形県鶴岡市北茅原町17番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上（常勤）

サービス提供責任者は、事業所に対する従前相当及びサービスAの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 3名以上（常勤）

訪問介護員等は、従前相当及びサービスAの提供に当たる。

- (4) 苦情処理担当者 1名（常勤）

苦情処理担当者は、利用者からの相談又は苦情等に対応し、苦情処理を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間 午前7時から午後10時までとする。

※ただし、養護老人ホームともえ入所者へのサービス提供については、ケアプランの定める時間帯であれば、いつでも対応するものとする。

（従前相当の内容）

第6条 従前相当の内容は次のとおりとする。

- (1) 従前相当

- ① 身体介護
- ② 生活援助

- (2) サービスA

- ① 生活援助

（利用料等）

第7条 従前相当及びサービスAを提供した場合の利用料の額は、鶴岡市が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から「介護保険負担割合証」に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定める額のほか、利用契約書第5条に定める利用者負担額の支払いを利用者から受けるものとする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道おおむね30キロメートル未満 0円
- (2) 事業所から、片道おおむね30キロメートル以上 100円

4 サービスの利用の中止についての申し入れがなかった場合は、次のキャンセル料を徴収する。ただし、利用者の病状の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 訪問予定日の前日午後5時までに連絡を受けた場合 0円
- (2) 訪問予定日の前日午後5時までに連絡がなかった場合

当日の利用料金の利用者負担額

5 従前相当及びサービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、鶴岡市の区域とする。

（緊急時等における対応）

第9条 訪問介護員等は、サービスの提供を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等、県及び市町村に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に職員研修を実施する。

（虐待防止に向けた体制等）

第11条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所は、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。虐待防止検討委員会は、従業者への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、場合により他の委員会と一体的に実施する。
- (2) 従業者は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力をする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、従業者に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、必要な事項については管理者が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

平成30年11月19日制定、平成31年1月1日から施行する。

本規程の制定により平成29年4月1日施行の介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号訪問介護事業友江荘ホームヘルパーセンター運営規程、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業永寿荘ホームヘルパーセンター運営規程は平成30年12月31日付けで廃止する。

附 則

平成30年12月25日一部変更、平成31年1月1日から施行する。

附 則

令和2年4月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和3年4月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和3年8月28日一部改正、即日施行する。

附 則

令和4年3月16日一部変更、令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和6年8月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和7年4月1日一部改正、即日施行する。